

各時代の土地制度を見ると、その時代の社会のようすがわかることができる。表のA～Hは飛鳥時代から昭和時代までの土地に関することについて整理したものである。あとの問いに答えなさい。

1. 表を見て、社会のようすに関する次の問いに答えなさい。

(1) Aに関して次の文章の□に入る適切な語句を書きなさい。

戸籍は6年ごとにつくられ、6歳以上になると身分や男女ごとに決められた広さの口分田が与えられた。税として、口分田に応じて収穫した稲をおさめる□がある。その他にも税があり、負担は重く、農地を捨てて逃亡する者もいた。

表

時代	土地に関すること
飛鳥	A 班田収授がはじまった
奈良	B 墾田永年私財法が出された
平安	C 荘園が権力者に集まった
鎌倉	D 徳政令が出された
室町	
安土桃山	E 太閤検地が実施された
江戸	F 新田開発が盛んになった
明治	G 地租改正が実施された
大正	
昭和	H 農地改革が実施された

(租)

(2) Cに関して藤原氏は他の貴族をしりぞけ勢力をのびた。このことについて述べた次の文章の□に入る適切な語句を書きなさい。

藤原氏は、娘を天皇のきさきにし、その子を天皇にたてた。天皇が幼いときは摂政、成人したのは□という職について、政治を動かした。

(関白)

(3) Dに関して、鎌倉幕府は徳政令を出し、御家人が手ばなした領地を取りもどさせるなどの求女済を言式みた。幕府が領地の裁判や御家人の権利、義務など武士の慣習をまとめた法を何というか、書きなさい。

(御成敗式目 (貞永式目))